

第3回おぐにコミュニティ協議 地域づくり推進準備会次第

日時：令和4年8月26日（金）10：00から

場所：おぐにコミュニティセンター 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 地域づくり推進委員会の事務局体制及び経費について

別紙：「コミセン組織への地域委員会機能編入の体制づくりについて」
を参照

(2) その他

4 閉 会

地域づくり推進準備会参加者一覧

	職務	構成団体名等	氏名	出欠
1	運営委員	小国地域委員会	鈴木 京子	
2	運営委員	小国地域委員会	板屋 忠幸	
3	運営委員	集落総代連絡協議会	藤田 豊	
4	運営委員	小国地区民生委員児童委員協議会	佐々木 稔	
5	運営委員	小国町商工会	田中 克己	
6	役員	生涯学習部会	今井 則子	
7	役員	福祉健康部会	小林 雅巳	
8	役員	福祉健康部会	飯田 和弘	
9	役員	子ども若者部会	佐藤 好和	
10	役員	子ども若者部会	北原 千秋	
11	役員	まちづくり部会	片桐 健三郎	
12	役員	地域学びコーディネーター	山崎 重信	
13	小国支所	支所長	遠藤 健男	
14	小国支所	地域振興・市民生活課長	湯本 利昭	
15	小国支所	地域振興・防災担当係長	北原 伸二	
16	事務局	センター長	田中 一久	
17	事務局	主事	山田 晴美	
18	事務局	主事	北原 祐	
19	事務局	主事	丸山 正敏	
	合 計		19名	

コミセン組織への地域委員会機能編入の体制づくりについて

1 体制（組織）づくりの検討経緯及び結果について

- (1) コミュニティ協議会運営委員会で決定した準備会（地域づくり推進準備会）を2回開催して検討を行った。
- (2) 検討した結果については、下記のとおり。今後、この内容でコミュニティ協議会運営委員会に提案し承認を得るものとする。

2 地域委員会機能を持つ組織（案）について

- (1) おぐにコミュニティ協議会の組織に新たに「地域づくり推進委員会」を設置する。

3 地域づくり推進委員会（案）について

(1) 目的

おぐにコミュニティ協議会規約の目的に掲げられている地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進するために、地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行うことを目的とする。

(2) 業務

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

委員会は、委員長が招集し、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小国地域に係る地域振興に関すること。
- (2) 小国地域に関係する長岡市の施策に関すること。
- (3) 地域づくり交流会事業に関すること。
- (4) その他、コミュニティ協議会の目的に寄与する事業



【詳細】

- 地域委員会の検討課題等を引き継ぐ。
- 地域づくり交流会を開催するなどして地域の声を聴取する。
- 地域課題を把握する。
- 市（支所）と一緒に課題の解決策を検討する。
- 検討結果をコミセン運営委員会に提案し、コミュニティ協議会として市及び関係団体等に要望としてつなげる。
- 市（市長）からの諮問に対して、審議し意見を答申する。
- 委員会の代表等は、コミュニティ協議会の運営委員会、役員会及び広報委員会に参画する。
- 必要に応じて先進地視察等により研修を行う。

(3) 構成員

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

委員会は、小国地域集落総代の代表者、関係地域団体及び関係機関の代表者、コミュニティ協議会役員及び学識経験者をもって構成する。

委員会の委員数は、10名以内とする。



【当初メンバー】

○集落総代を代表する者：総代連1名

○地域活動団体及び関係機関を代表する者

：地区社協1名、商工会1名、観光協会1名、JA1名、
チームおぐに1名

○コミュニティ協議会役員：会長、副会長2名

○学識経験を有する者：1名

計10名

(4) 任期

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

(5) おぐにコミュニティ協議会規約（改正案） 別紙のとおり

(6) 組織図（改正案） 別紙のとおり

4 その他

(1) 事務局体制等

【他地域の状況】

- ・中之島・・・新たな組織構成等はまだ進んでいないが、事務局の増員は必要。
- ・三島・寺泊・・・コミセン組織に新たな部署を加えるため、主事の1人増員を要望。
- ・与板・・・コミセン組織の他に新たな組織を作る
→ 与板地域まちづくり連携会議（14名構成）
ただし、事務局をコミセンに置くため、主事の1人増員を要望（今後、新たに連合町内会が結成され、コミセンに事務局業務が加わることが含まれる）
- ・栃尾・・・新たな組織構成等はまだ進んでいないが、公民館が廃止となるため、現在、事業等を調査・精査中であり、これを含めて事務局の増員が考えられる。

- ・川口・・・新たな部署は作らず、必要に応じて運営委員会がその業務を行う予定。今後、公民館業務の移行が考えられるため、主事1人の増員を要望する予定。

小国地域 → 従来のコミセン活動を維持しながら、地域の課題を把握し検討する新たな組織（地域づくり推進委員会）が有効に活動するためには、地域づくり交流会の開催や小国支所・地域内活動団体（総代連等）との一層の連携が必要となるため、主事1名の増員を要望する。

（2）活動に必要な経費

令和4年度のコミセン予算（参考） 別紙のとおり

- ・会議経費・・・事務費（消耗品・会議案内切手代等）：2万円
- ・地域づくり交流会経費・・・事務費（消耗品・案内切手代等）：2万円
チラシ印刷：2万円・講師謝金：4万円
- ・取り組み課題による研修経費（先進地視察等）
・・・研修経費：5万円

合計 15万円

内、現有予算（地域づくり交流会：5万円）を精査すると

令和5年度予算要望額 10万円

令和4年度 おぐにコミュニティ協議会収支予算書

【収入】

単位:円

項目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A-B)	摘要
1.繰越金	510,778	456,611	54,167	
2.補助金	1,400,000	1,400,000	0	・長岡市いきいきコミュニティ事業補助金
3.負担金	80,000	70,000	10,000	・教室、イベント参加費
4.雑収入	156,222	156,389	△ 167	・総代連事務協力金 150,000 ・コピー機入金 6,000 ・預金利息等 222
合計	2,147,000	2,083,000	64,000	

【支出】

単位:円

項目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A-B)	摘要
1.活動に関する経費	1,390,000	1,340,000	50,000	
(1)部会活動費	630,000	580,000	50,000	
①生涯学習部会	200,000	200,000	0	・陶芸体験講座 10,000 ・絵手紙体験講座 10,000 ・フォークダンス体験講座 10,000 ・スクエアステップ体験講座 60,000 ・いけばな体験教室 10,000 ・料理教室 50,000 ・おぐにウォーキング大会 50,000
②福祉健康部会	120,000	100,000	20,000	・介護予防運動教室 20,000 ・心の健康づくり講座 75,000 ・男のわいわいクッキング 20,000 ・地域福祉研修 2,000 ・地域健康づくり講座 3,000
③子ども若者部会	150,000	150,000	0	・キッズフェスティバル 50,000 ・おぐに雪まつりわんぱく広場 20,000 ・癒しのサロン 50,000 ・どきどきイングリッシュ 20,000 ・おやこでハッピークッキング 10,000
④まちづくり部会	160,000	130,000	30,000	・花いっぱい活動 15,000 ・笑って楽しく防犯教室 5,000 ・他地域研修 80,000 ・新1年生交通安全教室 25,000 ・クリーン作戦 35,000
(2)コミセンまつり	180,000	180,000	0	・消耗品費、材料費、伴奏謝金等
(3)広報委員会	220,000	220,000	0	・コミセンだより 200,000 ・各種チラシ印刷代等 20,000
(4)地域づくり交流会	50,000	50,000	0	・事務消耗品費等
(5)その他	310,000	310,000	0	・行事保険 119,000 ・その他(トレラン、かかしまつり、雪ぼたる等) 191,000
2.施設に関する経費	120,000	100,000	20,000	・小修繕、消耗品等
3.事務経費	400,000	400,000	0	
(1)事務消耗品費	290,000	290,000	0	・事務消耗品費
(2)通信料	30,000	30,000	0	・通信料
(3)研修会費	80,000	80,000	0	・事務局研修会費等
4.雑費	237,000	243,000	△ 6,000	・備品購入費 80,000 ・新聞購読料 61,000 ・会議お茶代等 30,000 ・その他 66,000
合計	2,147,000	2,083,000	64,000	

おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「おぐにコミュニティ協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域住民及び団体が行う自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域住民相互の交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (3) 地域の環境美化及び防犯・防災・交通安全に関すること。
- (4) 福祉の向上及び健康保持に関すること。
- (5) 女性・若者の参画及び青少年の育成に関すること。
- (6) スポーツ及び文化芸術の振興に関すること。
- (7) **地域づくり推進委員会及び地域づくり交流会事業**に関すること。
- (8) その他、本会の目的に寄与する事業

（構成員）

第4条 協議会は、長岡市小国地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

第2章 組織

（組織）

第5条 協議会の運営を円滑に行うため、運営委員会(以下「委員会」という。)、役員会、広報委員会**及び地域づくり推進委員会**を置く。

2 協議会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 生涯学習部会
- (2) 福祉健康部会
- (3) 子ども若者部会
- (4) まちづくり部会

第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第7条 正副会長は、委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 運営委員会

(委員会の構成)

第10条 委員会は、小国地域集落の代表者、~~地域委員~~関係機関の代表者及び専門部会代表者、**地域づくり推進委員会代表者**等をもって構成する。

- 2 委員会の委員数は、20名以内とする。

(委員任期)

第11条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 委員会は、会長が召集し委員会の議長となり、協議会に関わる事項を審議し、決定する。

- 2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第13条 委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会規約等の改正に関すること。
- (4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第5章 役員会

(役員会の構成)

第14条 役員会は、会長、副会長及び専門部会長、**地域づくり推進委員長**、地域学びコーディネーターをもって構成する。

(会議)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が召集し、協議会に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 委員会の開催に関すること。

~~(2) 地域づくり交流会の開催に関すること。~~

(2) コミュニティセンター職員の選考及び推薦に関すること。

(3) 緊急の事項に関すること。

(4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第6章 専門部会

(部会の構成)

第17条 部会は、次の者をもって構成する。

(1) 小国地域の住民で、事業に協力しようとする者

(2) 小国地域内で活動する各種団体の構成員

(3) 部会長から推薦された者

2 部会の委員数は20名以内とする。

(部会の役員)

第18条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会の役員の任期)

第19条 部会の役員の任期は、選任された日から2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の役員が就任するまでは、任務を継続して行わなければならない。

2 部会役員が欠けたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第20条 部会は、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

(1) 生涯学習部会 生涯学習活動及び文化・芸術の振興並びに生涯スポーツの振興に関すること。

(2) 福祉健康部会 地域福祉活動の推進及び健康の維持、増進に関すること。

(3) 子ども若者部会 女性・若者の参画及び子育て支援並びに青少年の健全育成に関すること。

(4) まちづくり部会 集落活動の活性化、連携及び防犯・防災・交通安全並びに環境美化・保全に関すること。

(部会の会議)

第 21 条 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

(1) 部会の事業の計画及び実施に関すること。

(2) 部会の運営に関すること。

(3) 前 2 号に掲げることのほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

第 7 章 広報委員会

(広報委員会)

第 22 条 広報委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 専門部会及び地域づくり推進委員会の代表

(2) 事務局員

2 広報委員会の委員数は 9 名以内とする。

(広報委員会の業務)

第 23 条 広報委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。

(1) コミュニティセンターだよりの発行に関すること。

(2) 行事案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関すること。

(3) 前 2 号に掲げることのほか、協議会の目的及び事業に関する広報全般に関すること。

第 8 章 地域づくり推進委員会

(委員会の構成)

第 24 条 委員会は、小国地域集落の代表者、関係機関の代表者、コミュニティ協議会役員及び学識経験者等をもって構成する。

2 委員会の委員数は、10 名以内とする。

(委員会の役員)

第 25 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 前項の役員は、委員会の会員の中から互選により選任する。

(委員の任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任

するまでその職務を行うものとする。

3 委員が欠けたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
(委員会の業務)

第 27 条 委員会は、委員長が召集し、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小国地域に係る地域振興に関すること。
- (2) 小国地域に関係する長岡市の施策に関すること。
- (3) 地域づくり交流会事業に関すること。
- (4) その他、コミュニティ協議会の目的に寄与する事業

第 9 章 事務局

(事務局)

第 28 条 協議会の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「小国地域コミュニティセンター」内に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。
- 3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。
- 4 事務局員は、協議会の全ての会議に出席することができる。

第 10 章 会計

(会計)

第 29 条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 30 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 31 条 協議会の会計の適正を期するため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は委員会委員以外の地域住民 2 名とし、委員会で選任する。
- 3 会計監査委員は会計監査を行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 32 条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項については決定後最初の運営委員会で報告するものとする。

(運営細則)

第 33 条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

【おぐにコミュニティ協議会】組織図

(改正案)

関係機関

- ・長岡市小国支所
- ・小国交番
- ・小国観光協会・MTN サポート
- ・小国町商工会
- ・JA 柏崎
- ・小中学校
- ・保育園
- ・チームおぐに
- など

地域委員会

社会福祉協議会小国支所

集落総代連絡協議会

おぐにコミュニティ協議会

運営委員会 (20名以内)

集落総代連絡協議会 地域委員 社会福祉協議会小国支所 民生委員児童委員協議会
各部会代表 地域づくり推進委員会代表 関係機関 (小中学校・小国町商工会・小国観光協会・JA 柏崎 など)

役員会 (9名以内)

- ・会長(1)・副会長(2)・各部会長(4)・地域づくり推進委員長(1)
- ・地域学びコーディネーター(1)

会計監査 (2名)

※運営委員以外から選出

広報委員会 (9名以内)

- ・各部会代表(各1)・地域づくり推進委員会代表(1)・事務局員

事務局

センター長(1名) 主事(4名)

生涯学習部会

- ・生涯学習活動
- ・文化、芸術の振興
- ・生涯スポーツの振興

〈構成〉

- ・地域学びコーディネーター
- ・小国スポーツ協会
- ・小国文化協会
- ・小国文化フォーラム
- ・スポーツ推進委員会
- ・食生活改善推進委員
- ・小国地域生産組合
連絡協議会
- ・サークル活動団体
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

福祉健康部会

- ・地域福祉活動の推進
- ・健康の維持、増進
- ・長寿社会への対応

〈構成〉

- ・小国地区社会福祉協議会
- ・除雪支援組織
- ・民生委員
- ・長岡市老人クラブ
連合会小国支部
- ・地域福祉施設
- ・地域福祉団体
- ・福祉ボランティア
- ・食生活改善推進委員
- ・NPO 法人
MTN サポート
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

子ども若者部会

- ・青少年の健全育成
- ・女性、若者の参画
- ・子育て支援

〈構成〉

- ・青少年育成会議
- ・主任児童委員
- ・母子保健推進委員
- ・ひまわり保育園
- ・保育園保護者会
- ・小国中学校区校長会
- ・小中学校 PTA
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

まちづくり部会

- ・集落活動の活性化、連携
- ・防犯、防災、交通安全
- ・環境美化、保全

〈構成〉

- ・集落総代連絡協議会
- ・交通安全連絡協議会
小国支部
- ・小国中学校区校長会
- ・消防団小国方面隊
- ・小国交番
- ・長岡市老人クラブ
連合会小国支部
- ・民生委員
- ・NPO 法人
MTN サポート
- ・チームおぐに

・住民(公募・推薦)

各部会 (20名以内)

長岡市小国支所

(連携)

地域づくり推進委員会 (10名以内)

・地域課題を解決しながら、住みよい社会づくりを推進するために、地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行う。

集落総代連絡協議会 社会福祉協議会小国地区 小国町商工会 小国観光協会
JA 柏崎小国支店 チームおぐに コミュニティ協議会役員 学識経験者

開催

意見
要望

地域づくり交流会

(地域づくり推進委員会の事業として開催)

- ・小国地域がもっと住みよい地域になるよう夢を語ってもらう場
- ・小国地域住民・地域活動団体等、地域の誰もが参加できる場
- ・情報交換や連携事業実現に向けて、全体で話し合う場